

TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所のメリット

★職員の採用が有利になります

- ・ふくむすび（東京都福祉人材情報バンクシステム）で、働きやすい職場づくりに取り組む事業所として広く情報発信します
- ・無料職業紹介窓口において積極的に紹介します

★事業所のイメージと知名度がアップします

- ・「宣言マーク」（公表後、順次配布）を活用して、働きやすい職場づくりに取り組む事業所であることをアピールできます

★都主催のイベント等で積極的にPRします

- ・都主催の福祉の大規模就職説明会「福祉の仕事就職フォーラム」等で宣言事業所をPRします
- ・その他のイベントにおいても、積極的にPRしていきます

★人材の定着につながります

- ・働きやすい職場づくりに取り組むことで、現職員のモチベーションを向上させ、人材の定着につながります



よくあるご質問

Q1 福祉サービス第三者評価や介護サービス情報の公表との違いは何ですか？

A1 第三者評価及び介護サービス情報の公表は、サービスの質や内容に関する情報を公表することで利用者の事業所選択を支援する制度です。一方、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」は、働きやすさに関する情報を公表することで、福祉事業所における人材の確保と職場環境の向上を図ることを目的としています。

Q2 他県で実施している「認証評価制度」との違いは何ですか？

A2 「認証評価制度」は一定の基準をクリアした事業所を自治体が認証し公表する制度です。これに対し、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する事業所の情報は、取組の度合いに関わらず、すべて公表します。基準以上の事業所にのみフォーカスするのではなく、より良い職場づくりに向けて頑張る事業者をすべて等しく応援する点が本事業の特徴と言えます。

Q3 ガイドラインの取組があまりできていないのですが、宣言できますか？

A3 もちろんです。働きやすい職場づくりを進める上では、ガイドラインの達成度を気にすることより、改善に向けて一步を踏み出すことが何より重要と考えます。東京都は、はじめの一步を踏み出す事業者の皆様をしっかりと応援します。

Q4 宣言したいのですが、有料ですか？

A4 無料です。セミナーの受講や現地確認も費用は一切かかりません。

お問い合わせ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部福祉情報室 宣言情報公表担当

TEL : 03-3344-8552 FAX : 03-3344-8594

URL : <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

※本事業は、東京都から受託して実施しています



TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言 事業所の募集について

働きやすい職場づくりに取り組む事業所の人材確保を応援します



東京都福祉保健局

公益財団法人東京都福祉保健財団

「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」の宣言事業所を公表しています！

TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業とは

東京都は、平成29年12月から「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」を開始しました。この事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する福祉事業所の情報を学生や求職者に広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業のしくみ

★「働きやすい福祉の職場ガイドライン」が取組の目安

働きやすい職場づくりといっても取組は様々です。そこで都は、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を策定し、このガイドラインを踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。

★「働きやすさ」に関する情報を発信

宣言事業所の情報は、書類確認・現地確認を行った上で、「ふくむすび」（東京都福祉人材情報バンクシステム：東京都の福祉人材に関する総合的な情報サイト）を通じて広く情報発信しています。

公表される主な内容

- 働きやすい福祉の職場ガイドラインの取組状況
- 採用・育成・評価・処遇など、「働きやすさ」の指標となる項目
- 職場のアピールポイント、職員からのメッセージなどの職場PR

これらの項目を情報発信することで、求職者・事業所のミスマッチを防ぎ定着率を高めます。

★宣言の有効期間は3年

一度申請いただければ、3年間継続して「宣言事業所」としてアピールできます。3年後も簡易な申請で更新することができます。

TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所の公表

★ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)にて、職場宣言事業所を公表

求人票だけでは分からない「働きやすさ」に関する様々な情報を公表します。

- 研修体系の整備状況とその内容
- 仕事と育児・介護の両立や超過勤務縮減に向けた取組内容
- キャリアパスの概要と階層ごとの年収
- 平均有給休暇取得率、月平均の夜勤回数・時間外労働時間数
- 職員からのメッセージ
- 初任時の月次給与額(新卒、中途採用)、入職3年目の年収等

※実際の公表内容を「ふくむすび」でご覧下さい。(https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.jp/)

対象事業所

高齢分野

介護保険指定事業所（居宅サービス・施設サービス・地域密着サービス）・養護老人ホーム・軽費老人ホーム

児童分野

保育所（認可・認証）・認定こども園、乳児院、児童養護施設・自立援助ホーム・児童自立支援施設

障害分野^(※)

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援施設

対象事業所の詳細については、東京都福祉保健財団HP「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」のページをご覧ください。(http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html)

(※障害分野は平成30年度第2期から実施)

働きやすい福祉の職場ガイドライン

働きやすい福祉の職場ガイドラインとは、採用・人材育成・評価など、働きやすさの指標となる項目を明示したものです。東京都は、このガイドラインを踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。

I 採用に関する項目	IV ライフ・ワーク・バランスに関する項目
1 運営方針・理念を明文化している	11 休暇取得、超過勤務縮減等に向けた取組を実施している
2 採用前の職場体験や職場見学を実施するなど、求職者に対し職場環境に関する情報を発信している	12 仕事と育児・介護が両立できる取組を実施している
II 人材育成に関する項目	13 健康管理（メンタルヘルス対策含む）に関する取組を実施している
3 求める人材像を明確にしている	V 職場環境・風土に関する項目
4 新規採用者を育成する体制を整備している	14 職場内でのコミュニケーション活性化のための取組をしている
5 階層、役割ごとの人材育成環境を整備している	15 表彰制度など職員のモチベーションを高める取組を行っている
6 マニュアル等を整備し、人材育成に活用している	16 苦情やクレームに対して、組織として対応する体制がある
7 外部研修、勉強会等職員の能力開発を奨励している	17 地域貢献や地域との交流を実施している
III 仕事の評価と処遇に関する項目	
8 キャリアアップの仕組みが整備されている	
9 仕事の成果・取組状況等に対する評価を実施している	
10 評価に応じて処遇改善する仕組みを整備している	

職場宣言の流れ

①スタートアップセミナーの受講

職場宣言をお考えの事業者の皆様は、事業の概要や働きやすい職場づくりのポイント等を説明するスタートアップセミナーを受講していただきます。

働きやすい職場づくりに向けた取組のポイント、申請方法や提出書類等について説明
・職場宣言の申請には、セミナーの受講は必須
・セミナーの受講は無料

約1ヶ月～2ヶ月

②職場宣言の申請

職場宣言のために必要な書類等をご提出いただきます。

申請書類の作成

申請

③書類・現地確認

提出いただいた書類の確認、また所定の項目については現地確認を行います。

書類・現地確認

約1ヶ月～1ヶ月半

④ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)にて公表

働きやすさに関する様々な情報を発信します。

公表

- 職員の採用が有利に
- 事業所のイメージと知名度がアップ
- 都主催のイベント等で積極的にPR
- 人材の定着促進

宣言の有効期間は3年間